

令和8年5月1日から 介護保険(要介護・要支援認定)申請書の様式が変わります。

要介護・要支援認定申請書の変更と「包括同意」への対応について

中新川広域行政事務組合（以下当組合）では、国が整備を進める「介護情報基盤」への対応に伴い、要介護・要支援認定申請書の様式を変更します。

1. 介護情報基盤とは

介護情報基盤とは、要介護認定や介護保険サービスに必要な情報を、町村・介護事業所・介護支援専門員・医療機関等で電子的に共有する国の仕組みです。

2. 「包括同意」とは

包括同意とは、要介護認定や介護保険サービスの提供・給付管理等に必要な範囲で、医療・介護に関する情報を一括して取得・利用することへの同意です。

なぜ「包括同意」が必要なのか

- ・介護保険制度は、医療・介護情報に基づいて運用されているため
- ・介護分野のデジタル化（介護情報基盤）に対応するため
- ・手続きごとの個別同意を不要とし、利用者・事業所双方の負担を軽減するため

3. 要介護・要支援認定申請書様式の変更について

介護情報基盤への情報連携開始（本格運用開始は令和10年4月1日）に伴い、要介護・要支援認定の申請時に当組合が「包括同意」の取得を行うこととなります。

「包括同意」の取得に対応した、介護保険（要介護・要支援認定）申請書の標準様式が国から示されたことを受け、当組合においても同意欄（情報の提供に関する部分）を国の様式に揃える形で様式の変更を行います。

4. 新様式の使用開始日及び注意事項

使用開始日：令和8年5月1日

※令和8年5月1日以降の申請は「新様式」を使用してください。

※ただし、既に旧様式の申請書により申請中または申請準備中の場合には、当面の間は旧様式をご使用いただけますが、包括同意がないため介護情報基盤をご利用いただくことはできません。

なお、旧様式で申請された場合には、新様式への差し替えをお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

[ダウンロードはこちらから](#)